

三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	<p>介護保険事業計画策定事務員</p> <p>令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの期間において推進する「三次市いつまでもいきいき元気プラン～三次市第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「計画」といいます。）の策定に向け、必要な事務事業を着実かつ円滑に遂行することを目的として設置する職です。</p> <p>介護保険事業を実施する上での現状や課題、潜在的ニーズなどを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため実施するアンケート調査票の集計・分析作業、その他計画策定に関連する事務事業のほか、電話・来客対応などの課庶務を担います。</p>
募集人数	フルタイム 1人
申込受付期間	令和7年12月4日（木）午前8時30分から 令和7年12月10日（水）午後5時15分まで
業務内容	計画策定に係るアンケート調査票の集計・分析作業、その他計画策定に関連する事務全般、電話・来客対応などの課庶務
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年1月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 履歴書（申込書）には、連絡先電子メールアドレスを必ず記載してください。 2 提出方法・期限 <ul style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（介護保険事業計画策定事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 <p>※提出された書類等はお返ししません。</p>

受験票の交付	受験票の交付は行いません。 試験時刻その他の注意事項は、12月11日（木）までに、 申込時に提出された履歴書（申込書）記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知します。 電子メールが届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。	
試験	日 時	令和7年12月15日（月）16時～ ※試験時刻を指定することはできません。
	場 所	三次市役所2階ミーティングルーム (三次市十日市中二丁目8番1号)
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）
審査・ 合格～採用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	受験申込者全員に合否の結果は、令和7年12月19日（金）までに、履歴書（申込書）記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知します。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和8年1月1日に採用します
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所 福祉保健部高齢者福祉課
	勤務時間	月曜日～金曜日の8時30分～17時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※振替有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（行政職給料表1-11号給）月額183,600円
	手当制度	地域手当、通勤手当ほか
	福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
申込・ 問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係（市役所本館2階） TEL 0824-62-6387 / FAX 0824-62-6285 E-MAIL koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp 受付時間：月～金曜日の8時30分～17時15分（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。